

相続税 R4 令和4年相続税改正対応版 (Ver.22.10) のリリース

令和4年度の相続税申告書に対応した「相続税 R4 令和4年 相続税改正対応版 (Ver. 22. 10)」のリリース予定について以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、令和4年1月1日以降の相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告用です。令和4年分の贈与税申告に対応したプログラムは、令和5年1月下旬にリリースする予定です。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象 (データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 22. 10	Ver. 21. 10~21. 20 (Ver. 21. 10以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードはVer. 22. 10 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver. 21) のデータを Ver. 22. 1 で継続使用する場合は、「前年データ読込」で移行します。前年データ読込を行っても Ver. 21 のデータは残ります。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー／エプソン会計マイページの公開

2022年9月2日 (金)

2-2. CD 送品 (CD オプション契約の方)

2022年9月12日 (月) 送品開始

2-3. 電子申告更新用プログラムの予定

令和4年分相続税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 22. 1. e1) は、電子申告 R4 (Ver. 22. 12) とともに2022年9月20日 (火) にダウンロード公開する予定です。

3. 相続税の改正内容について

システムに影響する相続税関係の主な改正の内容は、次のとおりです。

3-1. 成年年齢下げに伴う贈与税・相続税の改正

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われました。

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年3月31日以降の贈与・相続等の場合	
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続時精算課税 (相続税法 21 の 9) ・ 住宅取得等資金の非課税等 (租税特別措置法 70 の 2、70 の 3、震災特例法 38 の 2) ・ 贈与税の特例税率 (租税特別措置法 70 の 2 の 5) ・ 相続時精算課税適用者の特例 (租税特別措置法 70 の 2 の 6～70 の 2 の 8) 	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継税制 (租税特別措置法 70 の 6 の 8、70 の 7、70 の 7 の 5) 	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚・子育て資金の非課税 (租税特別措置法 70 の 2 の 3) 	結婚・子育て資金管理 契約締結の日において 20歳以上 50歳未満	結婚・子育て資金管理 契約締結の日において 18歳以上 50歳未満
相続税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者控除 (相続税法 19 の 3) 	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

※上記の通り、贈与・相続等の時期によって受贈者や相続人等の年齢に関する要件が異なっていますのでご注意ください。

※今回のバージョンでは贈与税改正に関するシステム対応はありません。次回改版時にご案内いたします。

3-2. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等の要件を満たすときは、下表のとおり贈与税が非課税となります。(詳細は次回贈与税改版対応時にご案内予定)

贈与の時期	省エネ等住宅	省エネ以外の住宅
令和4年1月1日～ 令和5年12月31日まで	1000万円	500万円

3-3. 様式変更

改正の内容を受けて、次の帳票が変更されました。

帳 票 名	
第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第 8 の 2 表（修正申告用）	株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）
第 8 の 2 の 2 表	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書
第 11・11 の 2 表の付表 1 控用	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
—	上場株式の評価明細書

《参考》

1. 国税庁の Web ページ：相続税の申告書等の様式一覧（令和 4 年分用）
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r04.htm>
2. 相続税の申告のしかた（令和 4 年分用）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2022/>

4. システムの対応内容（予定）

4-1. 相続税の申告書 変更帳票の対応

帳票変更に対応し、入力画面、印刷フォームなどを変更します。主な変更点は以下のとおりです。

帳 票 名	主な変更内容
第 6 表	「令和 4 年 4 月分以降用」様式の追加
第 8 の 2 表（修正申告用）	説明文に文言追加
第 8 の 2 の 2 表	説明文に文言追加
第 11・11 の 2 表の付表 1 控用	欄外左下に文言追加
上場株式の評価明細書	記載方法「取引所等の名称」欄についての内容変更

(1) 第 6 表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書

未成年者控除の改正に伴い「令和4年4月分以降用」の様式追加に対応します。

相続開始年月日によって使用する様式が異なるため、システムでは以下のように自動判定して出力されます。

相続開始年月日	出力様式
令和4年3月31日まで	現様式（平成27年分以降用）で出力
令和4年4月1日以降	新様式（令和4年4月分以降用）で出力

また、相続開始年月日が令和4年4月1日以降の場合、「未成年者氏名」のプルダウンに表示される相続人の表示条件を20歳未満から18歳未満で自動判定するように対応します。（相続人情報に登録されている生年月日で判定）

【令和 4 年 4 月分以降用】

※平成 27 年分以降用の様式・入力画面は変更ありません。

(2) 上場株式の評価明細書

記載方法「1. 取引所等の名称」欄の記載を変更します。
また、取引所等の名称変更に伴い、財産ランチャー [上場株式] の「取引所等の名称」プルダウンに表示される候補を変更します。

(候補内容は [設定] > [選択候補設定] > 「証券取引所等の名称」で確認できます)

(3) 第1表 相続税の申告書

新型コロナウイルスの影響により申告の延長申請を行う場合、国税庁「相続税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法」の記載方法に伴い、相続税申告書第1表の欄外のコメントを入力・印字できるように対応します。

財産を取得した人	(各人の合計)	1	2
		サンプル 花子	サンプル 一郎
取得財産の価額		62,292,694,200	15,405,792,190
		27,917,676,190	

《参考》国税庁「相続税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_03.pdf

- 申告書を書面で提出する場合の記載方法
申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

5. 機能アップ (予定)

5-1. 法人案件データの作成に対応 (財産評価・贈与税)

法人データでも「財産評価」「贈与税」の案件データが作成できるように対応します。各画面、項目タイトルの名称を「個人番号」を「法人番号」に変更するなどの対応を行います。

【案件作成画面】

※案件新規作成・案件コピー時、法人データを選択した場合は「相続税」は選択できません。

5-2. その他の対応内容

(1) データ選択 (案件コピー機能)

作成> [案件コピー] 機能について、どのような時に使用するかを分かりやすくするため、メニュー名を以下のように変更します。別のデータを元にシミュレーション、修正申告や税目変更をしたい場合などにご活用ください。(機能に変更はありません)

(2) 種類別財産・債務入力 (メッセージ変更)

「未分割価額」がマイナスになる際に出力されるメッセージが分かりづらいとの市場からの要望を受け、対応方法が明確になるようメッセージを変更します。

変更前	未分割価額がマイナスになっています。よろしいですか？
変更後	相続人の取得価額または負担する金額の合計が、価額または金額を超えています。よろしいですか？

(3) 種類別財産・債務入力 (画面注記記載)

財産ランチャー、種類別財産・債務入力において「有価証券」と「現金預貯金等」の金融機関情報を上書きしている場合に、電子申告時に上書内容が反映されない場合があるため画面に以下内容の注記を記載します。

【例：種類別財産・債務入力ー有価証券】

財産コード ※	種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等
05 01 0003	現金預貯金	現金	000-0000	サンプル金融機関
	金		金融機関(E)	

(4) 相続税試算表 (按分割合桁数の変更)

項目名と個人名がグレーの網掛けとなっており印字した際に視認性が悪かったため、グレーの色を薄く変更します。また、按分割合の小数点の出力桁数を4桁から10桁に変更します。

5-3. 障害対応

市場で発生した以下の障害に対応します。

機能	対応内容
案件基本情報	[税理士] タブで同姓同名の税理士（担当者）をプルダウンから選択した際、選択した税理士（担当者）とは別の人の登録区分や住所などの情報が表示される場合がある問題に対応します。
一括印刷	一括印刷でグループ化した財産が表示順（出力順）通りに出力されない問題に対応します。
贈与税 第一表	印刷した際に「数量」「単価」「固定資産税評価額」「倍数」と持分割合を出力印字が重なる問題に対応します。

6. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン（Ver. 21.2）で使用していた案件データを、Ver. 22.1 で使用するためにデータ変換処理を行います。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換：[データ選択] 画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：[保守] タブ→[データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

以上、よろしくお願ひします。